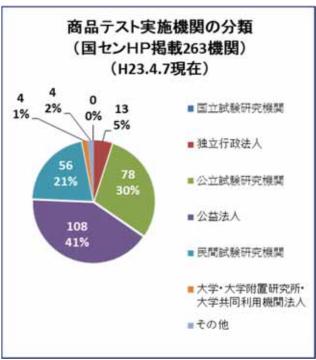
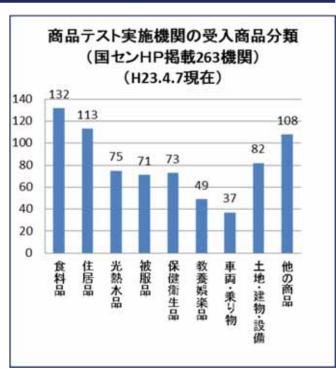
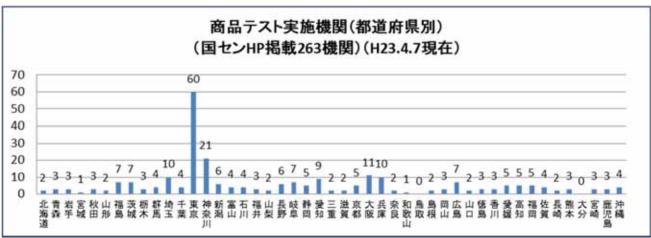
## 1. テスト実施機関の分類・受入商品分類

- ▶ 国民生活センターのホームページでは、商品テスト(製品関連事故に係る原因究明テストを含む)の依頼を受け入れている、公益法人・公立試験研究機関・民間試験研究機関等の各種テスト実施機関について、そのテストの対象商品、テストの種類、受入対象者、試験内容、特徴的な試験設備等の情報が公表されている。
- なお、平成23年4月7日現在で、公表されている各種テスト実施機関は263機関あるが、 その所在地については、地域的な偏りが非常に大きい。



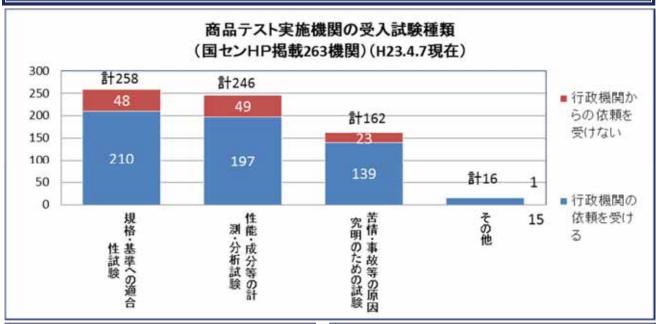


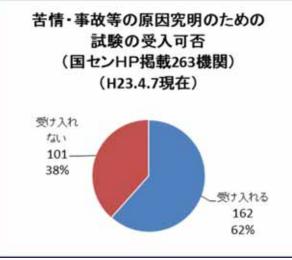


- \* 上記は、(独)国民生活センターのホームページ(http://www.kokusen.go.jp/test\_list/index.html)における公表情報をもとに消費者委員会において整理したもの(平成23年4月7日現在)。
- \* なお、受入商品分類については、複数の商品分類を受け入れる機関も多いため、各分類ごとの数値の合計と 機関数は一致しない。

## 2. テスト実施機関の受入試験の種類・試験料金

- テスト実施機関の多くは、「規格・基準への適合性試験」「性能・成分等の計測・分析試験」の依頼を受け入れているが、「苦情・事故等の原因究明のための試験」を受け入れているのは、全体の約6割(162)にとどまる。
- ▶ また、テスト実施機関によっては、行政機関からの依頼を受け入れていないところもある。
- ★ 試験料金については、ほぼすべての機関(260)について試験料金は有料であり、「料金表または規定による」「試験内容に対する見積もりによる」としているところが多い。







- \* 上記は、(独)国民生活センターのホームページ(http://www.kokusen.go.jp/test\_list/index.html)における公表情報をもとに消費者委員会において整理したもの(平成23年4月7日現在)。
- \*「規格・基準への適合性試験」:法律等で定められた規格・基準に適合しているかどうかの試験 「性能・成分等の計測・分析試験:依頼者の指定する各種性能・成分等の試験 「苦情・事故等の原因究明のための試験」:製品関連事故に関連する苦情処理のため、又は紛争処理のため に必要な、事故原因究明のための試験
- \* なお、受入試験種類については、複数の試験種類を受け入れる機関も多いため、各分類ごとの数値の合計と機関数は一致しない。